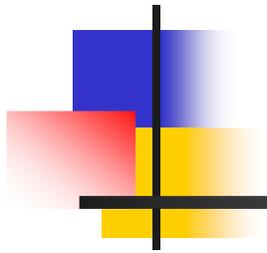
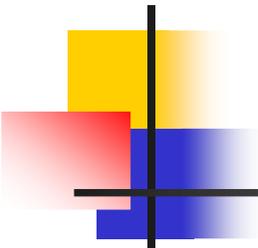


Marlin利用者連絡会



2008年9月18日

Marlin利用者連絡会 事務局



Agenda

1. 議長挨拶

2. 定数確認

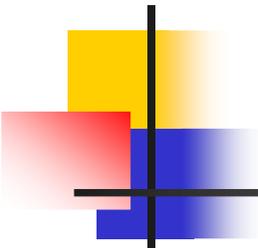
3. 議案審議

- 第一号議案 : 2007年度活動報告
- 第二号議案 : 2008年度活動方針
- 第三号議案 : 規約改訂提案

4. 報告事項

- 会長交代報告
- 規約配布方法について
- その他
 - 固有CRの更新について

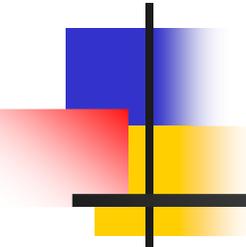
5. 閉会挨拶



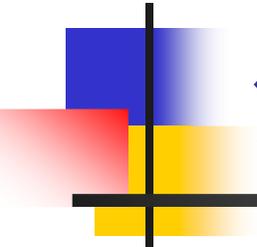
2. 定数確認

- 会員総数 50社
- 参加社数 22社
- 委任状 18社

規約第18条に基づき、本総会は成立しました。



議案審議

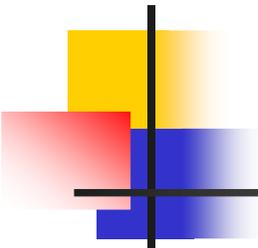


第一号議案

【2007年度活動報告】入会状況

※青文字は運営委員

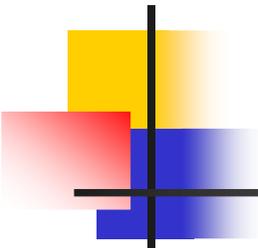
- 株式会社アイ・オー・データ機器
- 株式会社ACCESS
- 株式会社アクトビラ
- 株式会社アドバンスト・コミュニケーションズ
- 株式会社EVC
- 株式会社ウェブストリーム
- Xilient, Inc.
- 株式会社グリッド・ソリューションズ
- KDDI株式会社
- コベンティブ株式会社
- サイバーリンク株式会社
- 株式会社サムスン横浜研究所
- 株式会社シーチェンジ・ジャパン
- 株式会社Jストリーム
- シスコシステムズ合同会社
- シャープ株式会社
- 株式会社ジャパンウェブ
- 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ
- 住友電工ネットワークス株式会社
- 株式会社Celrun
- 株式会社Sentivision
- ソニー株式会社
- ソフトバンクBB株式会社
- 株式会社TSUTAYA BB
- 株式会社デジオン
- 株式会社東芝
- 株式会社ドーガ
- 株式会社トマデジ
- 株式会社トラフィック・シム
- 日本エリクソン株式会社
- 日本電気株式会社
- 日本電信電話株式会社
- 日本ビクター株式会社
- 株式会社バッファロー
- ビスタポイントテクノロジー株式会社
- 株式会社日立製作所
- 富士通株式会社
- 株式会社フィリップス・エレクトロニクス・ジャパン
- 松下電器産業株式会社
- 株式会社マフェ
- 三菱電機株式会社
- メディア・クルーズ・ソリューション株式会社
- モトローラ株式会社
- ヤフー株式会社
- 株式会社UIEジャパン
- 株式会社USEN
- ユーティースターコムジャパン株式会社
- 株式会社ユビキタ
- 横河デジタルコンピュータ株式会社
- Rebeca Technologies Inc.



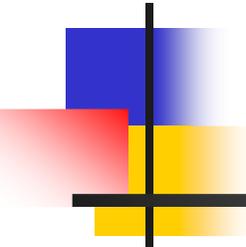
【2007年度活動報告】成果物

- Marlin IPTV-ES固有CR／運用仕様書の策定
 - VOD編
 - IPTV-ES/J Specific Compliance Rules VOD編 v1.1
 - IPTV-ES 運用仕様 VOD編 v1.1
 - IPマルチキャスト編
 - IPTV-ES/J Specific Compliance Rules IPマルチキャスト編 v1.1
 - IPTV-ES 運用仕様 IPマルチキャスト編 v1.1
 - DL(Download)編
 - IPTV-ES/J Specific Compliance Rules ダウンロード編 v1.0
 - IPTV-ES 運用仕様 ダウンロード編 v1.0

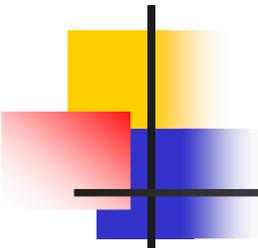
※全て会員様向けに公開中。



【2007年度活動報告】監査報告

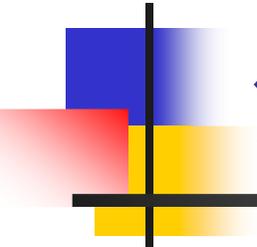


第二号議案

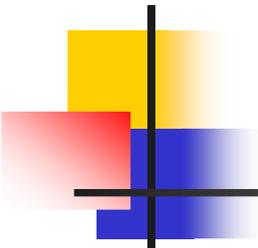


【2008年度活動方針】

- 当初目的としていた固有CR・運用仕様策定が2007年度にすべて完了したため、維持メンテナンスを主とした活動に移行します。
- 必要に応じて検討作業は適宜実施します。



第三号議案



【規約改訂提案】主旨説明

- 利用者連絡会の活動をメンテナンス・モードへ移行するにあたり、各種活動の効率化・軽量化を目的とした会則改訂を提案いたします。
 - 事務的作業の移管
 - 入退会の承認を運営委員会から事務局へ移管
 - 成果物の管理業務の移転又は委託の決定を総会から運営委員会へ移管
 - 電磁的手段での総会開催
 - 集会による総会開催に加え、電子メールなどの電磁的手段を用いた総会開催
 - 具体的運営は運営委員会で協議
 - その他業務の効率化・軽量化
 - 総会決議事項の見直し
 - 「活動報告及び監査報告の承認」を決議事項から削除。
 - メンテナンス活動が主のため、トピックスがない限り、不要と考えております。
 - 通常総会・臨時総会の廃止
 - 決議事項(例:運営委員の選任・解任、会則改訂など)がある場合、開催いたします。

【規約改訂提案】改定内容(1)

【主旨】簡易な手段(電磁的方法)の活用による効率的な総会開催への移行

第17条 (総会)	旧	新
	通常総会は、会計年度に1回開催するものとし、運営委員会が開催日時、場所等の詳細を決定するものとする。	総会は、第22条の規定に基づく運営委員会の決議により開催、実施が決定されるものとする。
	臨時総会は、運営委員会の決議により開催するものとする。	総会は、第19条に規定の集会による総会又は第20条に規定の電磁的方法による総会のいずれかの形態により開催又は実施されるものとし、運営委員会は、前項の決定を行うにあたりいずれかの形態を選択するものとする。
		総会は、会長が招集、実施するものとし、その議長は会長がするものとする。議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有するものとし、議長の命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者に対して総会の秩序維持に必要な措置を講じることができる。

【規約改訂提案】改定内容(2)

【主旨】電磁的方法の活用による効率的な総会開催に伴う変更(1)

第18条(総会の決議事項、定足数等)	第19条(集会による総会の成立要件、手続等)
<p>総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができないものとする。</p>	<p>会員が集会を開催することにより行う総会(以下「集会による総会」という)は、総会員の過半数の出席がある場合に限り有効に成立するものとする。</p>
<p>総会の決議は、本規約で別段の規定がある場合を除き、出席した会員(以下、「出席会員」という)の過半数に当たる多数をもって行われなければならないものとし、可否同数の場合は、議長が決するところによるものとする。</p>	<p>会長は、集会による総会を開催することが運営委員会により決定された場合、会員に対して、書面(電子メール等の電磁的方法によるものを含み、以下「書面等」という)により、総会の日時、場所及び目的となる事項を、開催日の1週間前までに会員に通知するものとする。但し、会長は、緊急の必要性がある場合及び全ての会員が同意している場合、招集手続を変更、省略することができるものとする。</p>
<p>前項の規定にかかわらず、本条第1項第5号及び第6号に規定の決議事項は、出席会員の3分の2以上をもって決議するものとする。</p>	<p>集会による総会の決議は、本規約で別段の規定がある場合を除き、出席した会員(以下「出席会員」という)の過半数に当たる多数をもって行われなければならないものとし、可否同数の場合は、議長が決するところによるものとする。ただし、前条第1項第3号及び第4号に規定の決議事項(以下「総会重要決議事項」という)は、出席会員の3分の2以上をもって決議するものとする。</p>
<p>総会の議長は、会長が務めるものとし、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有するものとする。議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。</p>	<p>集会による総会に出席できない会員は、前項に基づきあらかじめ通知を受けた当該総会における決議事項について必要事項を記載した書面等を議長に対して提出すること、又は、他の出席会員を代理人として書面等により決議事項についての決定を委任することにより、議決権を行使することができる。</p>
	<p>前項に規定の書面等、又は、委任によって議決権を行使した会員は、当該総会に出席し、議決権を行使したものとみなされ、当該総会の出席会員数及び当該総会での議決権数に算入されるものとする。</p>

【規約改訂提案】改定内容(3)

【主旨】電磁的方法の活用による効率的な総会開催に伴う変更(2)

第19条(総会の召集手続)	第20条(電磁的方法による総会の成立要件、手続等)
<p>総会は、会長が招集するものとする。会長は、総会を招集する場合、会員に対して、書面(電子メール等の電磁的方法によるものを含み、以下、「書面等」という)により、総会の日時、場所及び目的となる事項を、開催日の1週間前までに会員に通知するものとする。但し、会長は、緊急の必要性がある場合及び全ての会員が同意している場合、召集手続を省略することができるものとする。</p>	<p>電子メール、その他の電磁的方法のうち運営委員会が指定するもの(以下「電磁的方法」という)により行う総会(以下「電磁的方法による総会」という)は、会長が全ての会員に対して、次項に規定の電磁的方法による通知を送付することで有効に成立するものとする。</p>
	<p>会長は、電磁的方法により総会を実施することが運営委員会により決定された場合、会員に対して、当該総会における報告事項及び/又は決議事項を明記した議案、その投票期間、投票方法、その他の運営委員会が必要と判断した事項を投票期間が開始する2週間前までに電磁的方法により第5条第4項の会員の電子メールアドレス等に通知するものとする。ただし、会長は、緊急の必要性がある場合及び全ての会員が同意している場合、本項の手続を変更、省略することができるものとする。</p>
	<p>電磁的方法による総会における決議は、本規約で別段の規定がある場合を除き、次項に規定の有効投票の総数の過半数に当たる多数をもって行われなければならないものとし、可否同数の場合は、議長が決するところによるものとする。ただし、総会重要決議事項は、次項に規定の有効投票の総数の3分の2以上をもって決議するものとする。</p>
	<p>電磁的方法による総会における会員による投票は、次の全ての要件を満たさすもの(以下「有効投票」という)のみ効力を有するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1)電磁的方法により送付されていること(2)運営委員会が通知した議案及び決議事項についての賛否が明示されていること(3)投票期間満了日までに運営委員会が指定する者又は宛先へ到達していること(4)運営委員会が定めるその他の手続の詳細に従っていること <p>議長は、投票期間満了後、遅滞なく電磁的方法による総会における投票結果を電磁的方法により会員に通知するものとする。</p>

【規約改訂提案】改定内容(4)

【主旨】電磁的方法の活用による効率的な総会開催に伴う変更(3)

第20条(総会における書面、委任による議決権の行使等)	新19条、20条で規定済み
総会に出席できない会員は前条に基づきあらかじめ通知を受けた総会での決議事項について必要事項を記載した書面等を議長に提出すること、又は、他の出席会員を代理人として書面により決議事項についての決定を委任することにより、議決権を行使することができる。	
前項に規定の書面等、又は委任によって議決権を行使した会員は、総会に出席し、議決権を行使したものとみなされ、当該総会の出席会員数及び当該総会での議決権数に算入されるものとする。	

【規約改訂提案】改定内容(5)

【主旨】 総会決議事項の見直し(一部運営委員会への移管)

第18条(総会の決議事項、定足数等)	第18条(総会の決議事項)
<p>総会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に規定する事項を議決するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)運営委員の選任(2)本会の規約、本会が設定する諸規則等の制定、廃止及び改正(3)活動計画の承認(4)活動報告及び監査報告の承認(5)本会の解散及び解散時の残余財産の処分(6)運営委員の解任(7)成果物の管理業務の移転又は委託の決定(8)運営委員会がその決議により総会の決議事項とした事項(9)その他本会の運営に関する重要な事項	<p>総会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に規定する事項を議決するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)運営委員の選任(2)本会の規約、本会が設定する諸規則等の制定、廃止及び改正(3)本会の解散及び解散時の残余財産の処分(4)運営委員の解任(5)運営委員会がその決議により総会の決議事項とした事項(6)その他本会の運営に関する重要な事項

【規約改訂提案】改定内容(6)

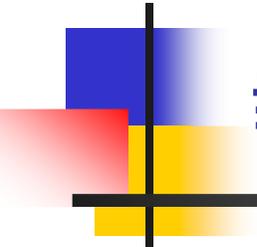
【主旨】 運営委員会決議事項の見直し(1)

第22条 (運営委員会の 決議事項、定足 数等)	旧	新
	(1)総会議決事項の執行 (2)活動計画案の策定等、総会に付随する事項 (3)ワーキンググループの新設、変更、解散 (4)ワーキンググループの主査、副主査の任命 (5)ワーキンググループ委員の選任 (6)運営委員の指名 (7)役員を選任 (8)総会の開催 (9)総会の開催日時、場所、目的となる事項の 決定 (10)事務局長及び副事務局長の選任 (11)その他会務の執行に関する事項	(1)総会議決事項の執行 (2)前号に定めるほか総会に付随する事項 (3)活動計画案の策定 (4)ワーキンググループの新設、変更、解散 (5)ワーキンググループの主査、副主査の任命 (6)ワーキンググループ委員の選任 (7)運営委員の指名 (8)役員を選任 (9)総会の開催、 実施の決定 (10)集会による総会の開催日時、場所、目的と なる事項の決定及び関連する詳細事項の決定 (11)電磁的方法による総会における投票方法、 投票期間等の手続及び関連する詳細事項の決 定 (12)事務局長及び副事務局長の選任 (13)その他会務の執行に関する事項

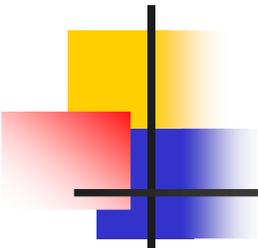
【規約改訂提案】改定内容(7)

【主旨】 運営委員会決議事項の見直し(2)

第22条	旧	新
(運営委員会の決議事項、定足数等)	<p>運営委員会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項を運営委員会の重要決議事項とする。</p> <p>(1)成果物の認定 (2)成果物の提供等の管理業務の移転又は委託の提案、及び、移転若しくは委託先の提案 (3)本会の規約、本会が設定する諸規則等の制定案、廃止案及び改正案の策定、提案 (4)本会の解散の提案及び残余財産の分配に関する提案 (5)会員の除名 (6)その他本条第1項の規定により重要議決事項とされた事項</p>	<p>運営委員会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項を運営委員会の重要決議事項とする。</p> <p>(1)成果物の認定 (2)本会と同一又は類似の性格を有する第三者に対する、成果物の提供等の本会の管理業務の全部又は一部の委託、及び／又は、成果物提供管理利用権の全部又は一部の移転 (3)本会の規約、本会が設定する諸規則等の制定案、廃止案及び改正案の策定、提案 (4)本会の解散の提案及び残余財産の分配に関する提案 (5)会員の除名 (6)その他本条第1項の規定により重要議決事項とされた事項</p>
第29条 (事務局)	<p>事務局は、会長の総括のもと、以下の各号に規定する本会の運営に関する事務を行うものとする。</p> <p>(1)入退会の申込み受付</p>	<p>事務局は、会長の総括のもと、以下の各号に規定する本会の運営に関する事務を行うものとする。</p> <p>(1)入退会の申込み受付及び承認</p>

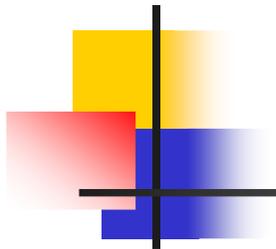


報告事項



【報告事項】

- 会長交代報告
 - 松下電器産業: 安川秀樹 → (同) 山本雅哉
- 規約配布方法について
- その他
 - 固有CRの更新について



- 今後とも、よろしくお願いいたします。